投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2011.01.11



追加型投信/内外/債券

愛称: 円のソムリエ



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・ジャパン・プラス債券ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月24日に関東財務局長に提出しており、平成23年1月9日にその効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書 (請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。 また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日:1971年11月22日

資 本 金:12億円(2010年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1兆5,997億円(2010年10月末現在) ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者] 株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時までホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目標として運用を 行います。

ファンドの特色



マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の国債等*1に投資し、安定的なインカムゲインの獲得をめざします。

- ●原則として、シティグループ世界国債インデックスに採用されている国の中から、組入時においてAA-格相当^{※2}以上を取得している国債等に投資します。
- ●国債等の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ※1 国債のほか、日本を含む世界各国の地方債、政府機関債等に投資する場合があります。
 - ※2 S&PまたはMoody'sによる格付を基準とします。

ファンドの仕組み

[イメージ図]

投資者

(受益者)

申込金 アムンディ・ジャパン・ プラス債券ファンド^{※3} (愛称:円のソムリエ) マザーファンド〉 投資 アムンディ・ジャパン・ プラス債券マザーファンド



世界の 国債等

収益分配金 償還金等

※3 アムンディ・ジャパン・プラス債券ファンドは、NOMURA-BPI総合を参考指数とします。



海外の国債等については、為替変動リスクを抑えつつ投資を行います。

- ●海外の国債等については、原則として、3ヵ月程度の期間で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることをめざします。
- ●世界の国債等の中から為替ヘッジ後の円ベースの利回りが相対的に高い国の国債等に 投資します。



各国債等への投資比率は、各国の金利水準や債券の収益率等を勘案して決定します。

- ●投資対象国の債券の為替ヘッジ後の円ベースの利回り、各債券の収益変動率(ボラティリティ)や各債券の値動きの相関度等を勘案して、組入比率を決定します。
- ●1ヵ国への集中投資を避けるため、日本以外の国の債券への組入上限を1ヵ国あたり40%とします。ただし、日本国債への投資割合は、市況動向等によっては100%となることがあります。

^{*}シティグルーブ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを 各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

^{*}NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表わす指数です。

[◆]資金動向や市況動向によっては、上記の運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、安定的な収益の分配をめざします。

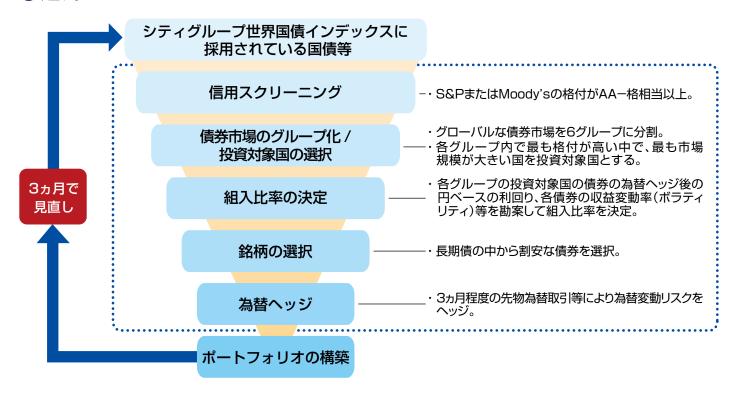
●毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として配当等収益を中心に分配 を行います。

毎月分配のイメージ



- ※分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。
- ※分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※初回の分配は、第2期決算時(平成23年3月18日)に行う予定です。

◎運用プロセス



委託会社は、株式会社りそな銀行から運用に関して情報提供等の投資助言を受けます。

◎株式会社 りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、当ファンドの運用に関して情報提供等の投資助言を行います。なお、投資助言を行うにあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用いたしません。

◎主な投資制限

- ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ●株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ◆資金動向や市況動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資対象

信用力が高く、市場規模の大きい6つの国の国債を選定します。

- (日本および世界の国債を含む)シティグループ世界国債インデックスに採用され、S&Pまたは Moody'sの格付がAA-格相当以上の国の国債等を投資対象とします。
- 投資対象を地域別に6グループに分け、各グループ内において最も格付が高い国々を選出し、その中で最も市場規模が大きい国の国債を選びます。

非ユーロ欧州グループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	英国	AAA	Aaa	80 兆 6,193 億円
		30 bin	5	~

北米グループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	米国	AAA	Aaa	412兆7,004億円
2	カナダ	AAA	Aaa	28 兆 4,358 億円

ユーログループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	ドイツ	AAA	Aaa	101 兆 1,364 億円
2	フランス	AAA	Aaa	98兆6,145億円
3	オランダ	AAA	Aaa	26 兆 3,227 億円
4	オーストリア	AAA	Aaa	18兆6,211億円
5	フィンランド	AAA	Aaa	6兆 120 億円
6	ベルギー	AA+	Aa1	28 兆 4,151 億円
7	スペイン	AA	Aa 1	45 兆 2,788 億円
8	イタリア	A+	Aa2	106 兆 420 億円

北欧グループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	デンマーク	AAA	Aaa	9兆8,045億円
2	スウェーデン	AAA	Aaa	6 兆 8,076 億円
3	ノルウェー	AAA	Aaa	2兆6,499億円

日本グループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	日本	AA	Aa2	463 兆 5,402 億円

アジアパシフィックグループ

ランク	国名	S&P	Moody's	市場規模
1	オーストラリア	AAA	Aaa	10 兆 2,802 億円
2	シンガポール	AAA	Aaa	3 兆 8,901 億円

出所:シティグループ証券およびブ<mark>ルームバ</mark>ーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。格付は、外貨建長期債を使用。 市場規模は、2010年10月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信相場仲値(1米ドル=80.89円)で円換算。

【ご参考: 債券の格付・利回りと信用リスク】



	S&P		Moody's	
	AAA		Aaa	
投資適格債 (BBB 格以上)	АА	+	Aa	1 2 3
	А	+	А	1 2 3
	BBB	+	Baa	1 2 3
ハイイールド債 (高利回り債/ 投機的格付債) (BB 格以下)	BB	+	Ba	1 2 3
	В	+	В	1 2 3
	CCC	+	Caa	1 2 3
	CC C		Ca C	

出所: 2010年10月末のS&P、Moody'sのホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。S&PのD格は省略。

上記は、過去のデータに基づき、作成したものであり、将来を示唆、保証するものではありません。

為替ヘッジについて

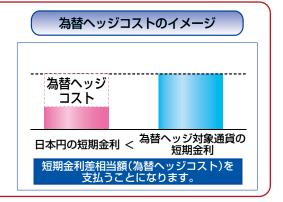
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの 低減をめざします。

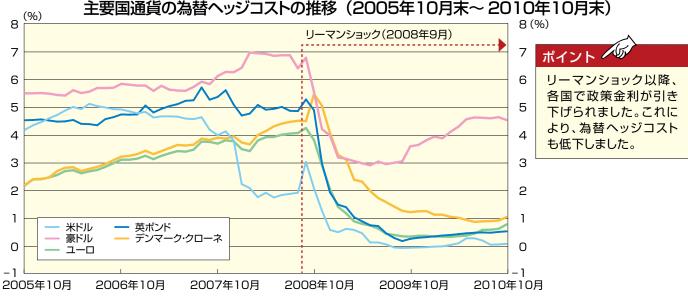
為替ヘッジとは・・・

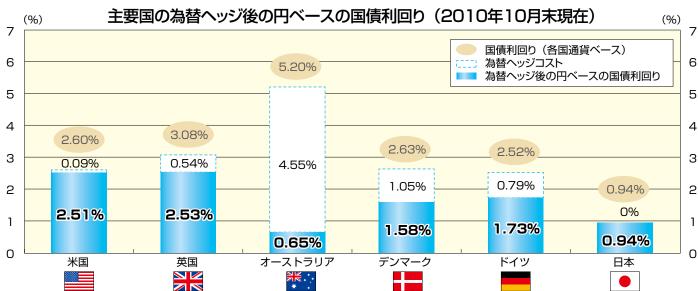
-般的に、外貨建資産を組入れる際に、為替変動リスクを低減させる ために用いられる方法です。

為替ヘッジコスト ≒ 為替ヘッジ対象通貨の短期金利 - 日本円の短期金利

- *ファンドでは、原則として3ヵ月程度の期間で為替ヘッジを行います。
- *日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利より高い場合、為替 ヘッジプレミアムとなります。







出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

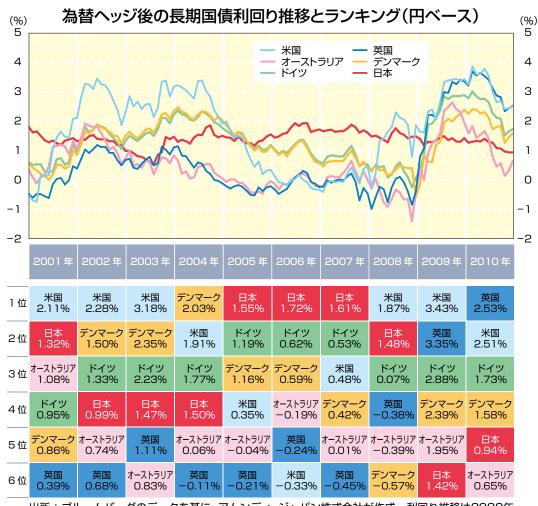
※国債利回り(各国通貨ベース)は10年国債利回り、為替ヘッジコストの算出には各通貨の3ヵ月LIBOR(ロンドン・インターバンク・オファード・レー ト)金利を便宜的に使用。 ※為替ヘッジコストがマイナスの場合には、為替ヘッジプレミアムが発生します

※実際の為替へッジは先物為替(フォワード) 取引等によって行いますが、そのコストまたはプレミアムは、資金需給、通貨の強弱に対する市場参加者の期待、制度面等の要因により、両国間の金利差から求められる理論上の数値と異なる場合があり、また市場急変時、期末時等には大きく乖離する可能性があります。 したがって上記の為替ヘッジ後の円ベースの国債利回り算出に使用している為替ヘッジコストは、実際の為替ヘッジコストとは異なる場合があ

※四捨五人の関係で、為替ヘッジコストと為替ヘッジ後の円ベースの国債利回りの合計が、国債利回り(各国通貨ベース)にならない場合があります。 上記のグラフは、10年国債利回りおよび3ヵ月短期金利から簡便的に算出したものであり、ファンドの将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

投資配分について

各国債等への投資比率を決定するポイントは、主に為替ヘッジ後の円ベースの利回りです。 その他、各債券の収益変動率(ボラティリティ)、各債券の値動きの相関度等を勘案して、 組入国および組入比率を決定します。



ポイント人が

各国債の為替ヘッジ後の 円ベース利回り水準は、 日本と海外の経済環境や 金利差によって、大きく 変化します。日本国債に 海外国債を加えることに よって分散投資効果が 図れる場合があります。

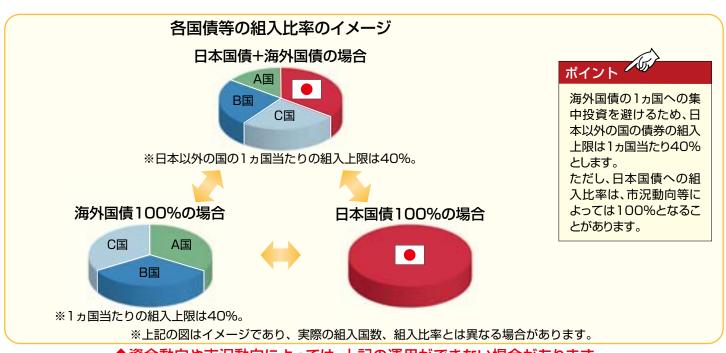
ポイント



ランキングは時期により 大きく変わります。定期 的に為替ヘッジ後の円 ベース利回りの高い国の 債券に入れ替えることで、 安定した収益の獲得を 図ります。

出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。利回り推移は2000年 10月末から2010年10月末まで。ランキングは各年10月末時点。

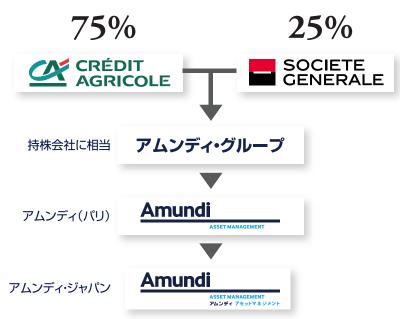
上記は、過去のデータに基づき、作成したものであり、将来を示唆、保証するものではありません。



◆資金動向や市況動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

アムンディ・ジャパンのご紹介

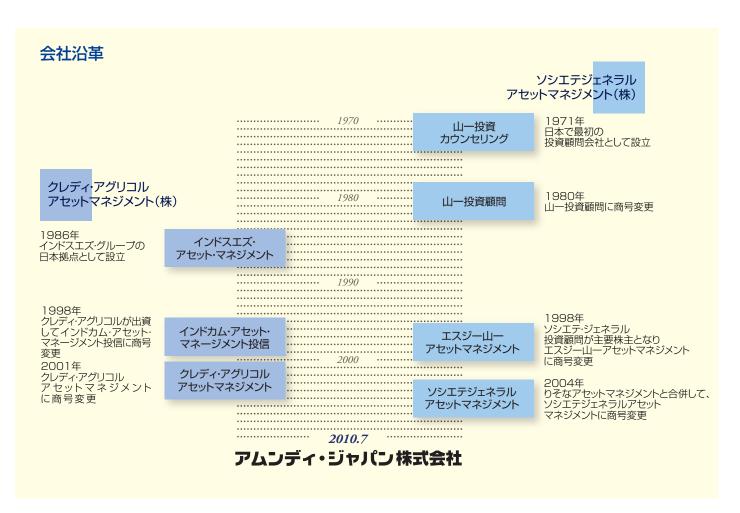
- ■アムンディ・ジャパン株式会社(以下、当社)は、 クレディ・アグリコル アセットマネジメント(株)、 ソシエテジェネラルアセットマネジメント(株)が 合併して2010年7月1日に誕生した運用会社 です。
- ■当社は、フランス共和国パリに本拠を置く アムンディ・グループの日本拠点で、グループ 中核会社であるアムンディの100%子会社です。 アムンディは、2009年12月31日に誕生した 欧州有数の運用会社で、クレディ・アグリコル、 ソシエテジェネラルのグループ双方の運用会社を 統合して設立されました。
- ■アムンディ(Amundi)の由来は、アセットマネジメントの頭文字のAとM、ラテン語で「世界」を意味する"Mundi"を組み合わせた名前です。開かれた企業になるようにとの思いが込められています。
- ■日本国内において当社は、公的年金受託件数でトップクラスの実績を誇っています。個人から 国内外の機関投資家まで多様な運用サービスを 提供しており、日本の運用ビジネスにおいて長い 経験と実績を有します。



運用資産残高 2兆8,340億円※

投資信託委託業の運用資産残高: 1兆5,997億円 投資顧問業の運用資産残高: 1兆2,343億円

※2010年10月末現在。各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と 投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。



投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動による影響があります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

ファンドは主として日本を含む世界の国債等を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、 ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。 償還 までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。

このほか、ファンドは格付の高い国債等に実質的に投資することにより、信用リスク(発行体の財政状況の悪化等により債券の元金の支払といった発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスク)の低減を図りますが、格付の引下げなどの影響による価格の下落リスクを完全に排除できるものではありません。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

● 為替変動による影響

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として対円で為替へッジを行い為替変動の 影響の低減を図りますが、当該為替ヘッジによって為替変動による影響を完全に排除できるもの ではありません。

● ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

ファンドは平成23年1月31日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

○基準価額・純資産の推移 該当事項はありません。

○分配の推移
該当事項はありません。

◎主要な資産の状況

該当事項はありません。

◎年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

◎期間別騰落率

該当事項はありません。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日 (東京証券取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時 ^{**} までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	当初申込期間:平成23年 1 月11日から平成23年 1 月28日までとします。 継続申込期間:平成23年 1 月31日から平成24年 4 月18日までとします。 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他 やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・ 換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成23年1月31日)
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが 投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託 会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月18日です。 休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月の計算期間末ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

[※]上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分と させていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

購入時手数料

<投資者が直接的に負担する費用>

当初申込期間: 1口につき1円に、1.575% (税抜1.5%)を上限として販売会社が独自に定める

料率を乗じて得た金額とします。

継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.575% (税抜1.5%)を上限として

販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

詳しくは販売会社にお問合せください。

信託財産留保額 ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.6825% (税抜0.65%)を乗じて 得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

〔信託報酬の配分〕

運用管理費用 (信託報酬)

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.336%	年率0.315%	年率0.0315%
(税抜0.32%)	(税抜0.30%)	(税抜0.03%)

*委託会社の信託報酬から、マザーファンドの助言報酬として、年率0.0315%(税抜0.03%) (本書作成日現在)が株式会社 りそな銀行に支払われます。

〔支払方法〕

委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。

その他の費用・ 数 料 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用(年率0.01%(税込)、 上限200万円/回(税込)(本書作成日現在))、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用 報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理 事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます) および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁する ことができます。信託事務の処理等に要する諸費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、 投資信託財産の純資産総額に応じて計算します。本書作成日現在、当該諸費用の金額の上限は、 固定率にて年0.05%(税込)を投資信託財産の純資産総額に乗じて得た額です。

有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管費用などの諸費用については、運用状況等 により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成22年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ASSET MANAGEMENT アムンディ アセットマネジメント